

## 新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ニューフードバレー構想の実現や、本市農業の持続的発展及び効率的で安定した魅力ある農業の担い手の育成を図ることを目的に、地域内流通の促進に繋がる取組への支援や、意欲ある農業者が今後の経営発展のために取り組む経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 国の農業施策が大きく転換され、米に関しては需要に応じた生産が求められている。そのような中、本市では地域内流通の定着に向けた加工用米等への取組、生産規模拡大、生産コスト低減、省力化へ向けた取組を支援することで農業所得の安定化を図り、また、より高収益な園芸作物への取組に対し支援を行うことで農業者の所得向上に向けた「稼げる農業」を実現することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3条 別表1-2、2-2及び3-2の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）は新、以下の全てを満たす者とする。

- (1) 新潟市内に住所を有する者
- (2) 個人または法人にあっては市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (6) 別表1-2の補助事業者は、別表1-1の欄の補助事業者の要件を、別表2-2の補助事業者は、別表2-1の欄の補助事業者の要件を、別表3-2の補助事業者は、別表3-1の欄の補助事業者の要件を満たすこと。

2 市長は、補助事業者が行う別表1-2に掲げる事業（以下「補助事業」という。）において、機械・施設等の導入や取組を行うために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）への支援や、別表2-2又は3-2に掲げる取組推進のための補助事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率（補助額）は、別表1-1から1-3、2-2及び2-3に定めるところによる。

4 別表3-2の（7）地域特産作物助成における交付対象作物は、様式第5号（地域特産作物の承認について）により、農業協同組合の長が申請し、市長が承認した作物であること。

5 別表1-2に掲げる事業については、国または県補助金の交付を受ける場合、新潟市元気な農業応援事業費補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、新たな産地づくり支

援及び県連携支援を除く。

- 新潟市農業生産高度化事業の補助金の交付を受ける場合は、別表1-2の事業名・補助対象事業の欄の(1)及び(2)に掲げる事業の補助金について、その交付を受けることができないものとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、市長が定める期日までに別表1-2、2-1、2-2及び3-2に定めるところにより様式第1号(補助金等交付申請書)又は様式第4号(補助金等交付申請書及び事業実績報告書)を、市長に提出するものとする。

- 補助金の算出にあたっては、算出区分ごとに千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

(変更の承認申請)

第5条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定により市長の承認を受けようとする場合には、様式第2号(補助事業変更申請書)を市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第6条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに様式第3号(補助事業実績報告書)により市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第7条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、事業により取得した価格が1件100千円以上の機械・器具とする。

- 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に準ずるものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助事業者が無断で活動を休止し、若しくは組織を解散し、又は事業で取得した機械施設等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- この要綱は、令和9年3月31日をもって失効する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月5日から施行し、令和5年12月28日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、実施している事業に対する同要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、実施している事業に対する同要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、実施している事業に対する同要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

(宛先) 新潟市長

申請者 住所  
(法人にあつては所在地)

氏名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

### 補 助 金 等 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

#### 記

- 1 補助事業の名称  
年度 新潟市元気な農業応援事業  
(要綱別表に記載する「種目名」、「目的名」を記載すること。)
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費
- 4 交付申請額及びその算定方法  
(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てること。)
- 5 補助事業の着工(予定)年月日  
年 月 日
- 6 補助事業の完了(予定)年月日  
年 月 日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期
- 8 添付書類  
要綱別表のとおり

(宛先) 新潟市長

事業主体 住所  
(法人にあつては所在地)

氏名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

### 補助事業変更申請書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業について、次のとおり変更したいので、申請します。

#### 記

- 1 補助事業の名称  
年度 新潟市元気な農業応援事業  
(要綱別表に記載する「種目名」、「目的名」を記載すること。)
- 2 変更の内容  
変更前  
変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更予定年月日  
年 月 日

(宛先) 新潟市長

事業主体 住所  
(法人にあつては所在地)

氏名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

### 補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業が完了したので、次のとおり報告します。

#### 記

- 1 補助事業の名称  
年度 新潟市元気な農業応援事業  
(要綱別表に記載する「種目名」、「目的名」を記載すること。)
- 2 交付決定額及びその精算額  
交付決定額  
精 算 額
- 3 補助事業完了年月日  
年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細  
別添「領収書(または請求書)の写し」のとおり
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類  
要綱別表のとおり

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所

(法人にあっては所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

補助金交付申請書及び事業実績報告書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請し、実績を報告します。

記

1 補助金の名称

年度 新潟市元気な農業応援事業

(要綱別表に記載する「種目名」、「目的名」を記載すること。)

2 補助事業の目的及び内容

(地域特産作物助成の場合は、助成対象となる作物名を記載すること。)

3 補助対象経費

4 交付申請額及びその算定方法

5 情報の公表の内容、方法及び時期

6 添付書類

要綱別表のとおり

様式第5号

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所

氏名

地域特産作物の承認について（申請）

新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱第3の4に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 地区名及び地域特産作物名

地区名	地 域 特 産 作 物 名				

別表1-1 「機械施設等整備支援」実施基準

<p>補助事業者(事業主体)の要件</p>	<p>次に掲げるいずれかの要件を備えたものであること。                  (1) 農業経営改善計画認定者(認定農業者)又は青年等就農計画認定者(認定新規就農者)であること。                  ※(1)には、認定見込者を含む。</p> <p>(2) 団体は、次の要件を満たしていること。※ただし、個人と団体の重複申請はできないものとする。                  ① 構成員の2/3以上が(1)の要件を備えていること。                  ② 団体の規約が整備されていること。                  ③ 代表者を定めていること。                  ④ 組織(代表者)名義の口座があり、概ね1年以上の活動実績があること。                  ⑤ 代表者は認定農業者であること。                  ⑥ 認定農業者以外の農業者は、経営状況がわかる任意の書類を提出すること。</p> <p>(3) 集落営農組織は、次の要件を満たしていること。                  ① 複数の農業者で組織されていること。                  ② 団体の規約が整備されていること。                  ③ 代表者を定めていること。                  ④ 作物の生産・販売に関する収支を管理するための組織(代表者)名義の口座を開設していること。                  ⑤ 共同販売経理等を行っていること。                  ⑥ 代表者は認定農業者であること。</p>
<p>特例について</p>	<p>別表1-2(1)～(2)の事業については、下記の特例が適用できるものとし、特例は④及び⑤に限り併用を可能とする。</p> <p>① 認定新規就農者特例: 補助事業者の要件を満たす者のうち、青年等就農計画認定者(認定新規就農者)については、国若しくは県の補助事業の対象外となる事業に限り、補助事業費の上限(以下「上限事業費」という。)なしの特例を受けることができる。ただし、補助率は当該事業に要する経費(税抜価格)の3/10以内とし、補助上限額は180万円とする。</p> <p>② 農地所有適格法人特例(以下「法人特例」という。): 補助事業者の要件を満たす者のうち、法人(農地所有適格法人に限る)については、国若しくは県の補助事業の対象外となる事業に限り、上限事業費600万円の特例を受けることができる。ただし、補助率は当該事業に要する経費(税抜価格)の3/10以内とし、補助上限額は180万円とする。なお、申請可能な事業費の上限額は、物価高騰前(令和2年頃)の機械・施設等の価格(補助事業費)が600万円以内である場合に限り、720万円とする。なお、園芸等対策支援を活用する場合は、申請可能な事業費の上限額の範囲内で複数台導入を可能とする。ただし、その場合の1台当たりの下限事業費は、1台のみ導入する場合と同様に30万円とする。</p> <p>③ スマート農機特例: 補助事業者の要件を満たす者のうち、スマート農機については、国又は県の補助事業の対象外となる事業に限り、上限事業費を設けないこととする。ただし、補助率は当該事業に要する経費(税抜価格)の3/10以内とし、補助上限額は180万円とする。</p> <p>④ 導入台数及び重複申請の特例: 補助事業者の要件を満たす者のうち、園芸等対策支援を活用する場合は、園芸取組推進及び複合経営の推進のため、上限事業費の範囲内(下記⑤の特例を適用する場合は、「申請可能な事業費の上限額の範囲内」と読み替える。)で複数台導入を可能とする。ただし、その場合の1台当たりの下限事業費は、1台のみ導入する場合と同様に30万円とする。また、園芸対策支援を活用する場合に限り、米対策支援との重複申請を可能とする。</p> <p>⑤ 申請可能な事業費の上限額の特例: 申請可能な事業費の上限額は、上記①～③の特例を適用する場合を除き、物価高騰時令和2年頃の価格(補助事業費)が300万円以内である場合に限り、360万円とする。(無煙炭化器を含む)</p>

別表1-2 「機械施設等整備支援」一覧表  
元気な農業応援事業 事業内容、実施基準及び対象機械・施設一覧

種目	事業名・補助対象事業		事業期間	補助対象経費	補助対象事業費	補助率	採択基準	添付書類	補助対象機械・施設等		リース対象機械施設等	
	目的(内容)	補助事業者(事業主体)							機械整備	施設整備	機械整備	施設整備
1 米 対 策 支 援	(1) 収益力向上支援 米づくりの経営規模の拡大や所得の向上に必要なとなる機械・施設の整備	・別表1-1の「補助事業者(事業主体)の要件」に該当する者 ・個別の要件は下記のとおり 【購入】 個人、団体、集落営農組織、法人(農地所有適格法人、貸借により農地を耕作している法人) 【リース】 個人、団体、集落営農組織、法人(農地所有適格法人、貸借により農地を耕作している法人) ただし、「リース」の場合は借受者により判断する。 【ドローン、無煙炭化器の導入】 団体、集落営農組織、法人(農地所有適格法人、貸借により農地を耕作している法人) ※無煙炭化器は購入のみ	1年	・米づくりの経営規模の拡大や所得の向上のために必要な機械・施設整備を行うのに要する経費 ・農業協同組合、民間リース会社が左記事業を行う個人、団体等に機械・施設の「リース」を行うのに要する経費 ・上記に該当し、必要と認められる機械器具・施設	事業費の範囲1台(機・基)50万円以上300万円以下 ※特例は別表1-1の「特例について」において規定 ※無煙炭化器を導入する場合は、15万円以上300万円以下とする	当該事業に要する経費(税抜後価格)の3/10以内。	①事業実施内容に応じた取組が確保されていること。 ②具体的な導入、利用、配置計画が整備されていること。 ③購入の場合は、導入した機械・施設の耐用年数が経過するまでは農業共済等の保険に加入すること。 ④無煙炭化器の導入にあたっては、別に定める使用上の注意を遵守すること。	【交付申請書】 (1)共通添付資料1(計画書) (2)共通添付資料2(機械整備の場合) (3)共通添付資料3(施設整備の場合) (4)施設整備の場合は、規模の適正を判断できる資料(任意様式) (5)事業費(リースの場合はリース料金)の3者見積り (6)事業主体が団体・法人の場合は、規約の写し及び構成員名簿 (7)事業主体が団体の場合は、団体の口座の写し (8)導入資材・機械・施設等のパンフレット (9)設計図(据え置き機械・施設整備の場合) (10)事業主体が個人・法人の場合は、新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し (11)添付資料8-1、8-2又は8-3(暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書)	①必要と認められる機械器具	①必要と認められる施設	①必要と認められる機械器具	①必要と認められる施設
	(2) 収益力向上支援 園芸生産の経営規模の拡大や所得の向上に必要なとなる機械・施設の整備	・別表1-1の「補助事業者(事業主体)の要件」に該当する者 ・個別の要件は下記のとおり 【購入】 個人、団体、集落営農組織、法人(農地所有適格法人、貸借により農地を耕作している法人) 【リース】 個人、団体、集落営農組織、法人(農地所有適格法人、貸借により農地を耕作している法人) ただし、「リース」の場合は借受者により判断する。 【ドローン、無煙炭化器の導入】 団体、集落営農組織、法人(農地所有適格法人、貸借により農地を耕作している法人) ※無煙炭化器は購入のみ	1年	・園芸生産の新規取組や規模拡大、所得向上のために必要な機械・施設整備を行うのに要する経費 ・農業協同組合、民間リース会社が左記事業を行う個人、団体等に機械・施設の「リース」を行うのに要する経費	事業費の範囲1台(機・基)30万円以上300万円以下 ※特例は別表1-1の「特例について」において規定 ※無煙炭化器を導入する場合は、15万円以上300万円以下とする	当該事業に要する経費(税抜後価格)の3/10以内。	①事業実施内容に応じた取組が確保されていること。 ②具体的な導入、利用、配置計画が整備されていること。 ③購入の場合は、導入した機械・施設の耐用年数が経過するまでは農業共済等の保険に加入すること。 ④無煙炭化器の導入にあたっては、別に定める使用上の注意を遵守すること。	【実績報告書】 (1)共通添付資料1(実績書) (2)「購入」の場合は、導入した機械・施設の保険加入を証する書類 (3)「リース」の場合は、機械購入実績を証する書類及びリース契約書の写し (4)事業実施成果の写真(3枚以上を添付する) (5)領収書の写し ※実績報告時に領収書の写しが提出できない場合に限り、請求書の写しに代えることができる。この場合、事業翌年度の5月末日までに領収書の写しを提出するものとする。	①必要と認められる機械器具	①必要と認められる施設	①必要と認められる機械器具	①必要と認められる施設
2 園 芸 等 対 策 支 援	(3) 新たな産地づくり支援 大規模な園芸産地の形成に取組む際に必要となる機械・施設の整備	【購入】 農業協同組合、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体 【リース】 農業協同組合、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体 ※国又は県補助事業に準ずる	1年	・大規模な園芸産地の形成に必要な機械・施設整備を行うのに要する経費 ・農業協同組合、民間リース会社が左記事業を行う個人、団体等に機械・施設の「リース」を行うのに要する経費 ※国又は県補助事業に準ずる	事業費の範囲1式 国又は県補助事業に準ずる	国又は県の補助事業における補助対象事業費に対して1/4以内を上乗せ支援。ただし、国又は県の補助を合算し3/4以内を上限とする。	①国又は県補助事業に採択された事業であること。 ②露地園芸の場合は概ね10ヘクタール以上、施設園芸の場合は概ね0.5ヘクタール以上を増加させる計画であること。 ③事業実施内容に応じた取組が確保されていること。 ④具体的な導入、利用、配置計画が整備されていること。	【交付申請書】 ・国庫補助事業又は新潟県補助事業関係書類の写し ・事業実施申請書 ・認定前着手届 ・事業認定通知書 ・補助金交付申請書 ・補助金交付決定通知書 ・事業主体が個人・法人の場合は、新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し ・添付資料8-1、8-2又は8-3(暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書)  【実績報告書】 ・国庫補助事業又は新潟県補助事業関係資料の写し ・実績報告書 ・額の確定通知書	①必要と認められる機械器具	①必要と認められる施設	①必要と認められる機械器具	①必要と認められる施設
	(4) 県連携支援 新潟県農林水産業総合振興事業に上乗せ支援を行う	新潟県農林水産業総合振興事業に準ずる	1年	新潟県農林水産業総合振興事業に準ずる	事業費の範囲1式 県補助事業に準ずる	別表1-3のとおり	①新潟県農林水産業総合振興事業に採択された事業であること。	新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領の定めによる ※事業主体が個人・法人の場合は、交付申請書に新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写しを添付すること ・添付資料8-1、8-2又は8-3(暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書)	①必要と認められる機械器具	①必要と認められる施設	①必要と認められる機械器具	①必要と認められる施設

別表1-3 「県連携支援」上乗せ率一覧

対 策 区 分	種 目	細 目	県補助率 (上限)	県補助率 (上限)	市補助率 (上限)	県費+市費 の補助率 (上限)	
			@機械整備	@施設整備		機械	施設
I 経営体育成 対策	農地所有適格法人育 成促進	農地所有適格法人 経営発展支援	30 / 100	45 / 100	5 / 100	35	50
		農地所有適格法人 設立支援	1 / 3	50 / 100	7 / 100	40	50
	新規就農者育成促進	新規就農者資本装 備支援	1 / 3	50 / 100	10 / 100	43	50
II 農林水産業 の体質強化対 策	大豆・そば・麦生産促 進	全メニュー	30 / 100	45 / 100	5 / 100	35	50
	園芸生産促進	全メニュー	30 / 100	45 / 100	5 / 100	35	50
	加工・直売促進	全メニュー	30 / 100	45 / 100	5 / 100	35	50

別表2-1「取組推進支援」その1実施基準

<p>補助事業者(事業主体)の要件</p>	<p>別表2-2の補助事業者(事業主体)欄中の要件1及び2は以下のとおりとする。</p> <p>要件1：次に掲げるいずれかの要件を備えたものであること。</p> <p>(1)農業経営改善計画認定者(認定農業者)又は青年等就農計画認定者(認定新規就農者) ※(1)には、認定見込者を含む。</p> <p>(2)持続性の高い農業生産方式の導入計画認定者(エコファーマー)又は環境負荷低減事業活動実施計画認定者(にいがたエコファーマー)。いずれも認定見込者を含む。</p> <p>(3)新潟県特別栽培農産物認証制度認証者</p> <p>(4)有機JAS認証制度認証者</p> <p>(5)食と花の銘産品を生産する販売農家</p> <p>※団体の場合は、構成員の2/3以上がいずれかの要件を備えたものであること。ただし、集落等のまとまりにより10名以上のもので組織する団体が事業を行う場合は、いずれかの要件を備えたものが中心的役割を果たしている団体であること。</p> <p>要件2：次に掲げるいずれかの要件を備えたものであること。</p> <p>(1)農業経営改善計画認定者(認定農業者)又は青年等就農計画認定者(認定新規就農者)であること。</p> <p>※(1)には、認定見込者を含む。</p> <p>(2)団体は、次の要件を満たしていること。※ただし、個人と団体の重複申請はできないものとする。</p> <p>①構成員の2/3以上が要件2(1)の要件を備えていること。</p> <p>②団体の規約が整備されていること。</p> <p>③代表者を定めていること。</p> <p>④組織(代表者)名義の口座があり、概ね1年以上の活動実績があること。</p> <p>⑤代表者は認定農業者であること。</p> <p>⑥認定農業者以外の農業者は、経営状況がわかる任意の書類を提出すること。</p> <p>(3)集落営農組織は、次の要件を満たしていること。</p> <p>①複数の農業者で組織されていること。</p> <p>②団体の規約が整備されていること。</p> <p>③代表者を定めていること。</p> <p>④作物の生産・販売に関する収支を管理するための組織(代表者)名義の口座を開設していること。</p> <p>⑤共同販売経理等を行っていること。</p> <p>⑥代表者は認定農業者であること。</p>
<p>添付書類(共通)</p>	<p>別表2-2の申請書及び実績報告書に添付する書類は以下のとおりとする。</p> <p><b>【交付申請書】</b></p> <p>(1)共通添付資料1(計画書)</p> <p>(2)事業費の3者見積もり(3者揃わない理由がある場合、理由書で代えることができる)</p> <p>(3)事業主体が団体・法人の場合は、規約の写し及び構成員名簿</p> <p>(4)事業主体が団体の場合は、団体の口座の写し</p> <p>(5)導入資材等のパンフレット</p> <p>(6)要綱別表2-2中の「添付書類・交付申請書」に定める事業別添付資料</p> <p>(7)事業主体が個人・法人の場合は、新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し</p> <p>(8)添付資料8-1又は8-2(暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書)</p> <p><b>【実績報告書】</b></p> <p>(1)共通添付資料1(実績書)</p> <p>(2)事業実施成果の写真(3枚以上を添付する)</p> <p>(3)領収書の写し</p> <p>(4)要綱別表2-2中の「添付資料・実績報告書」に定める事業別の添付資料</p> <p>※実績報告時に領収書の写しが提出できない場合に限り、請求書の写しに代えることができる。この場合、事業翌年度の5月末日までに領収書の写しを提出するものとする。</p>

別表2-2「取組推進支援」一覧表 その1  
元気な農業応援事業 事業内容、実施基準一覧

種目	事業名・補助対象事業		補助事業者 (事業主体)	事業 期間	補助対象経費	補助対象 事業費	補助率	採択基準	添付書類
	目的(内容)								
1 園芸等 対策支援	(1)果樹産地生産振興支援 果樹産地の維持、拡大に向けた体制の整備への支援		団体、法人(農地所有適格法人、貸借により農地を耕作している法人)  ・別表2-1「補助事業者(事業主体)の要件」の要件1	1年	・張替面積の拡大及び品種・品目更新に要する苗木の購入、苗木・幼木の購入に要する経費 ただし、上記の導入に要する資材(軽微なもの)、肥料・農薬は対象外	事業費の範囲 10万円以上 300万円以下	当該事業に要する経費(税抜後価格)の1/2以内	①生産、出荷、販売計画が整備されていること。 ②協定や共同選別・共同販売等により、産地の発展を目指すものであること。 ③平成27年度以降のがんばる農家支援事業の当該事業メニューによる支援を受けていない施設であること。	・別表2-1の「添付書類(共通)」に記載のあるもの ・個別の様式は以下の通り 【交付申請書】 ・個別様式1号(計画書)  【実績報告書】 ・個別様式1号(実績書)
	(2)省エネルギー対策支援 施設園芸の省エネルギー化に要する被覆資材等の導入に要する経費への支援 ア 被覆資材導入支援 イ 修繕資材導入支援		団体、法人(農地所有適格法人、貸借により農地を耕作している法人)  ・別表2-1「補助事業者(事業主体)の要件」の要件1	1年	ア 被覆資材導入支援 ・施設園芸用ハウスを省エネルギー型にするための被覆資材の購入に要する経費 ・上記被覆資材の導入に必要な部材の購入及び導入に併せた換気部材の購入に要する経費 ただし、工事費は対象外  イ 修繕資材導入支援 ・施設園芸用ハウスを省エネルギーに資するための補修修繕資材で、かつ長寿命化し、産地維持に資する資材の購入に要する経費 ・上記修繕資材の導入に必要な部材の購入及び導入に併せた換気部材の購入に要する経費 ただし、工事費は対象外	事業費の範囲 10万円以上 300万円以下	・ハウスで1回目の支援を活用する場合 当該事業に要する経費(税抜後価格)の3/10以内  ・同ハウスで2回目以降に支援を活用する場合 当該事業に要する経費(税抜後価格)の1.5/10以内  ※支援を活用した回数はア、イそれぞれで算出する。	①～③かつ支援ごとの要件を満たしていること。 ④概ね10%の暖房効率の向上が図られる資材であること。 ⑤当該年度の2月末日までに施工が完了すること。 ⑥支援対象施設は、園芸品目を栽培する施設であること。 ア 被覆資材導入支援 ・耐用年数が2年以上の資材であること。 ・平成26年度以降の旧がらばる農家支援事業及び本事業の当該事業メニューによる支援回数により補助率を適用する。 イ 修繕資材導入支援 ・概ね5年以上園芸品目を栽培できること。 ・平成28年度以降の旧がらばる農家支援事業及び本事業の当該事業メニューによる支援回数により補助率を適用する。	・別表2-1の「添付書類(共通)」に記載のあるもの ・個別の様式は以下の通り 【交付申請書】 ・個別様式2号(計画書) ・支援状況を記載した施設台帳(任意様式)  【実績報告書】 ・個別様式2号(実績書) ・個別様式3号省エネに向けた取り組み確認シート ・支援状況を記載した施設台帳(任意様式)
	(3)施設継ぎ支援 農業用施設として使用されていたパイプハウス、鉄骨ハウス、果樹棚を新たに借り受け、または購入した場合の当該施設の修繕・補修、張替経費への支援		個人、団体、集落営農組織、法人(農地所有適格法人、貸借により農地を耕作している法人)  ・別表2-1「補助事業者(事業主体)の要件」の要件2	1年	・農業用施設として使用されていたパイプハウス、鉄骨ハウス、果樹棚を新たに借り受け、または購入した場合の当該施設の修繕・補修、張替経費に要する経費 ・工事費は対象(ただし、付帯設備の設置工事費は対象外) ・新規設立法人の場合を除き、法人や団体が、当該法人や団体の構成員から借り受け、または購入した場合は対象外	事業費の範囲 10万円以上 300万円以下	当該事業に要する経費(税抜後価格)の4/10以内	①所有者と5年以上の賃貸借契約や使用貸借契約、または売買契約を締結すること。 ②着工または賃貸の始期や売買の発生日(利用権設定の始期または所有権移転日)後1年以内の着工事業を対象とする。 ③申請の年度内に着工(発注)し完了すること。 ④ハウスや果樹棚の底地については、補助事業者が所有、または借り受けているなど、正当な使用権限を有するものであること。	・別表2-1の「添付書類(共通)」に記載のあるもの ・個別の様式は以下の通り 【交付申請書】 ・賃貸借契約書または売買契約書の写し
	(4)鳥獣被害防止対策支援 鳥獣被害防止にあたって必要となる資機材の導入に要する経費への支援		個人、団体、集落営農組織、法人(農地所有適格法人、貸借により農地を耕作している法人)  ・別表2-1「補助事業者(事業主体)の要件」の要件2	1年	・鳥獣被害を防止し、収量向上や高品質化のために必要な資機材の導入に要する経費	事業費の範囲 15万円以上 300万円以下	当該事業に要する経費(税抜後価格)の3/10以内。	①事業実施内容に応じた取組が確保されること。 ②具体的な導入、利用、配置計画が整備されていること。	・別表2-1の「添付書類(共通)」に記載のあるもの

別表3-1 「取組推進支援」 その2実施基準

<p>補助事業者(事業主体)の要件</p>	<p>別表3-2(1)～(7)の事業における補助事業者(事業主体)は以下のとおりとする。</p> <p>(1)生産調整方針認定要領(平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知)第4で規定される認定生産調整方針作成者(以下「方針作成者」という。)</p> <p>(2)次のいずれかの要件を備えた新潟市内に住所を要する農業者等</p> <p>①農業経営改善計画認定者(認定農業者)又は青年等就農計画認定者(認定新規就農者) ※認定見込者を含む。</p> <p>②当該年度に経営所得安定対策を申請している集落営農組織(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)Ⅳ第1_1(1)①イで規定される集落営農)</p> <p>要件1:方針作成者の住所については、新潟市内外を問わないこととする。</p> <p>要件2:方針作成者が補助事業者の場合、方針に参加または出荷する(2)の要件を満たす農業者等(以下「方針参加者等」という)の作付面積に応じて助成することとし、方針作成者は方針参加者等へ速やかに補助金を交付すること。</p> <p>要件3:補助事業者となる農業者等と方針参加者等は重複していないこと。</p>
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表3-2 「取組推進支援」一覧表 その2

種目	目的(内容)	補助事業者(事業主体)	補助対象	補助額(上限額)	採択基準	添付書類
1 米対策支援	米対策ソフト支援	別表3-1「補助事業者(事業主体)の要件」に該当する者	別表3-1「補助事業者(事業主体)の要件」に該当する者が、需要に応じた米の生産・販売の促進に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省生産局長通知)(以下「需給要領」といふ。)別紙1の第5に記載される取組計画を加工用米・米粉用米需要者と作成し、出荷される加工用米・米粉用米のうち、水田活用の直接支払交付金の対象となる作付面積に応じて助成する。	7,000円/10a	(1)加工用米・米粉用米需要者は、新潟県内に本社があり、かつ、新潟市内に支社・営業所等がある事業所であること。	【補助金交付申請書及び事業実績報告書】 ・添付資料1「実需者との結び付き実績書」 ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し(加工用米・米粉用米に該当する場合) ・○年産加工用米等取組計画書(国別紙様式第3-1号)の写し ・○年産加工用米等生産出荷数量一覧表(国別紙様式第6-2号)の写し(酒造好適米に該当する場合) ・実需者との結び付きが確認できる資料(契約書の写し、受領書の写しなど) ・添付資料8-1、8-2又は8-3(暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書)
				5,000円/10a		
				加工用米を除く酒造好適米の作付面積に応じて助成する。	2,000円/10a	
	(4)新市場開拓用米取組拡大支援	別表3-1「補助事業者(事業主体)の要件」に該当する者	(1)需給要領別紙1の第1に掲げる者(本事業種目内、「農業者等」といふ。)が、別紙1の第5に記載される取組計画を需要者と作成し、出荷される新市場開拓用米のうち、水田活用の直接支払交付金の対象となる作付面積に応じて助成する。 (2)前年産よりも新市場開拓用米の取組面積が増加した面積を補助対象面積とする。	12,000円/10a	-	【補助金交付申請書及び事業実績報告書】 ・添付資料2「新市場開拓用米取組拡大支援実績書」 ・前年産及び当年産の○年産加工用米等生産出荷数量一覧表(国別紙様式第6-2号)の写し ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し ・添付資料8-1、8-2又は8-3(暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書)
2 園芸等対策支援	穀物類ソフト支援	別表3-1「補助事業者(事業主体)の要件」に該当する者	出荷される麦、大豆のうち、水田活用の直接支払交付金の対象となる作付面積に応じて助成する。	当年産の10a当たりの収量に応じて10,000円/10a～20,000円/10a ※別表3-3のとおり	(1)農業者等は、生産活動規範点検シートの各項目を全て実施していること。 (2)当年産の10a当たりの収量(以下「単収」)が、要綱別表3-3に定める新潟市基準単収(以下「基準単収」といふ。)以上であること。 ただし、当年産の作況により調整する場合がある。	【補助金交付申請書及び事業実績報告書】 ・添付資料3「地域内流通に向けた麦・大豆いものづくり支援実績書」 ・添付資料4-1又は4-2「いものづくりに向けた生産活動規範点検シート」 ・農産物検査結果通知書の写し ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し ・添付資料8-1、8-2又は8-3(暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書)
				5,000円/10a		
	(6)麦・大豆地域内流通実践支援	別表3-1「補助事業者(事業主体)の要件」に該当する者	「麦・大豆いものづくり支援」に該当する作物のうち、麦・大豆需要者との結び付きによる出荷・販売を行った作付面積に応じて助成する。	10,000円/10a	(1)農業協同組合は、行政区ごとに5品目以内の対象作物を定めることができる。	【補助金交付申請書及び事業実績報告書】 ・添付資料5「地域内流通実践支援実績書」 ・需要者との売買取引がなされたことを証する書類 ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し ・添付資料8-1、8-2又は8-3(暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書)
(7)地域特産作物助成	別表3-1「補助事業者(事業主体)の要件」に該当する者	複合営農の推進を目的として振興する園芸作物のうち、水田活用の直接支払交付金の対象となる水田を利用し、農業協同組合が指定する園芸作物を販売を目的として作付けされた面積に応じて助成する。	10,000円/10a	(1)園芸協同組合は、行政区ごとに5品目以内の対象作物を定めることができる。	【補助金交付申請書及び事業実績報告書】 ・添付資料6「地域特産作物実績書」 ・対象品目の販売が確認できる書類 ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し ・添付資料8-1、8-2又は8-3(暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書)	
(8)園芸産地強化支援	地域園芸振興プランの作成主体または、プランに位置付けられた組織	地域園芸振興プランを策定した産地及び農業協同組合等が行う、産地の強化に係る新たな取組に要する経費を支援する。 (1)生産基盤の強化 ①共同出荷施設・共同利用機械の能力向上、共同利用施設の拡張にかかる経費(資材費、施工費) ②販路拡大に向けた取組にかかる経費 (2)新規「品種」「作型」「栽培技術」の導入 ①ほ場借上料 ②種苗費 ③肥料・農薬費 ④資材費 (3)新規取組者向けの啓発・研修 ①ほ場借上料 ②研修会講師にかかる謝金 ③事務等経費 (4)その他市長が必要と認める経費	当該事業に要する経費(税抜後価格)の補助率1/2以内、上限補助額50万円 ※共同出荷施設・共同利用機械の能力向上、共同利用施設の拡張は補助上限額100万円以内	(1)地域園芸振興プランを策定した産地であること。 (2)産地活性化計画を作成すること。	【補助金等交付申請書】 ・添付資料7「園芸産地強化支援 産地活性化計画」 ・事業費の根拠のわかる見積書、パンフレット等 ・新潟市税の納税証明書(新潟市制度用)の原本または写し ・添付資料8-1、8-2又は8-3(暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書) 【補助事業実績報告書】 ・添付資料7「園芸産地強化支援 産地活性化計画」 ・取組内容がわかる書類の写し ・領収書	

別表3-3 「穀物類ソフト事業 麦大豆いものづくり支援」補助額一覧

区分	当年産単収	単価 (円/10a)
1	基準単収以上～基準単収プラス10kg未満	10,000
2	基準単収プラス10kg以上～基準単収プラス20kg未満	11,000
3	基準単収プラス20kg以上～基準単収プラス30kg未満	12,000
4	基準単収プラス30kg以上～基準単収プラス40kg未満	13,000
5	基準単収プラス40kg以上～基準単収プラス50kg未満	14,000
6	基準単収プラス50kg以上～基準単収プラス60kg未満	15,000
7	基準単収プラス60kg以上～基準単収プラス70kg未満	16,000
8	基準単収プラス70kg以上～基準単収プラス80kg未満	17,000
9	基準単収プラス80kg以上～基準単収プラス90kg未満	18,000
10	基準単収プラス90kg以上～基準単収プラス100kg未満	19,000
11	基準単収プラス100kg以上	20,000

対象作物の基準単収は、直近7年中最高最低を除く5年の平均で、地方農政局等において縦覧され、畑作物の直接支払交付金の交付単価に合わせて3年ごとに見直される値とし、別に定めるものとする。

【要綱別表】（添付資料1）

年度 新潟市元気な農業応援事業共通計画書（実績書）

【米対策ハード】  収益力向上支援

【園芸対策ハード】  収益力向上支援

【園芸対策ソフト】  果樹産地生産振興支援  施設承継支援  省エネルギー対策支援

鳥獣被害防止対策支援

※物価高騰対応の申請可能な事業費の上限額の特例を適用する場合は、物価高騰前（令和2年頃）の価格も記載すること。

事業主体名								
所在地		認定農業者 認定年月日						
目的・必要性等	【目的・必要性】							
事業の概要	事業内容	構造・規模・能力	数量・単価	事業費	補助率	市補助金		
				円 高騰前：		円		
				円 高騰前：				
				円 高騰前：				
施工箇所・設置場所			計	円		円		
負担区分	事業費		市補助金		団体		その他	
	円		円		円		円	

○現在の経営状況と3年後の計画について

項目 品目名	当該年産（年）				3年後の計画（年）			
	作付面積 (a)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)	作付面積 (a)	収入 (万円)	経費 (万円)	所得 (万円)
合計								

※申請者の経営全体の状況を記載すること。  
 ※「作付面積」欄を申請者の経営内容に変更して記載すること。

### ○成果目標の設定

以下の成果目標項目一覧の8つの項目から、各メニューの目的や導入機械の能力に応じた項目を1つ選び、記載してください。ただし、「規模拡大」を目標とする場合は、2項目を設定してください。

※省エネルギー対策支援は記載不要です。

成果目標項目①	※以下の成果目標項目一覧から選択
現状値	※以下の成果目標項目一覧から単位を選択
3年後の目標値	※以下の成果目標項目一覧から単位を選択
内容	※必要に応じて作業内容や生産物名等の詳細を記載
確認資料	営農計画書・確定申告書（写し）・検査伝票・作業日誌・その他（ ）

上記で「規模拡大」を選んだ場合、以下も記載。

成果目標項目②	※以下の成果目標項目一覧から選択
現状値	※以下の成果目標項目一覧から単位を選択
3年後の目標値	※以下の成果目標項目一覧から単位を選択
内容	※必要に応じて作業内容や生産物名等の詳細を記載
確認資料	営農計画書・確定申告書（写し）・検査伝票・作業日誌・その他（ ）

#### （注意事項）

※「現状値」「3年後の目標値」は下記の成果目標項目に合う単位を選択すること。

※「内容」は、必要に応じて作業内容や生産物名等の詳細を記載すること。

※「確認資料」は、3年後目標達成を確認する際の資料を選び、○で囲むこと。

※3年後の目標値については、実現可能な目標値を記載すること。事業経過3年後に実施される達成状況報告において目標未達成の場合、当該種目における活用が認められないことがある。

### ○成果目標項目一覧

	項目名	単位	内容記載例	目標設定	確認資料
1	規模拡大	a		5%以上	営農計画書等
2	売上向上	万円		10%以上	確定申告書（写し）等
3	作業の効率化	任意	選別	10%以上	作業日誌等
4	生産数量の向上	任意	枝豆	10%以上	販売伝票等
5	品質向上	任意	1等米比率	10%以上	検査伝票、販売伝票等
6	経費削減	万円	防除費	5%以上	確定申告書（写し）等
7	作業時間削減	時間	ワナ監視時間	10%以上	作業日誌等
8	新規取組 （果樹のみ）	品種	新美月	1品種以上	営農計画書等

【要綱別表】（添付資料2）

農業機械における補助対象事業費積算内訳書

事業主体名 (リース借受者)	
-------------------	--

【農業機械導入計画】

(単位：円)

導入機械	メーカー・型式名	数量 ①	見積価格		上限補助金額算定				補助金算定上の 事業費 (③または⑥の いずれか低い額)
			単 価 ②	金 額 ③ (=①*②)	メーカー希望小売価格		一定率 ⑤	算定事業費 ⑥ (=④*⑤)	
					単価 ②'	金額 ④ (=①*②')			
小計									
小計									
小計									
				見積額の計 (③の合計 a)	補助金額算定上の事業費計 (A)				

- 注 1) 事業認定後（又は交付決定後）に事業費が変更となる場合は上段に（ ）書きで変更前を記入すること。  
 2) 交付決定年月日、番号は事業認定後（又は交付決定後）に事業費が変更となる場合のみ記入すること。  
 3) 記入欄には、本体機と付属品及びアタッチメントを併せて記入すること。

【要綱別表】 (添付資料3)

導入機械能力算出基礎表

a 機械1台当たりの能力

作業名	作業機名	区分	能力等 PS・等級	時間当たり作業量 (作業面積)					1日当たり作業量 (作業面積)			期間中の作業可能日数				期間中の作業面積 ha	
				作業幅 m	作業速度 km/時	理論作業量 ha/時	ほ場作業効率 %	ほ場作業量 ha/時	1日の作業時間 時間/日	作業回数 回	実作業率 %	1日の作業面積 ha	作業期間 月~月	日数 日	可能日数率 %		可能日数 日
		既存の機械															
		導入予定機械															

- (注) 1 上段は既存の機械、下段は導入しようとする機械について記入する。能力の異なる既存機械が複数ある時は、記入欄を適宜増やして記入する。  
 2 作業量 (作業面積) の算出方法については、「農業機械の適正導入に係る指針 (平成31年4月)」の第5章第1の計算式を参照のこと。

b 導入必要台数

作業名	作業機名	利用単位 ( )	既存機械の能力		不足作業単位 ( )	導入機械の能力 ( )	導入必要台数 台
			台数 台	作業可能単位 ( )			

- (注) 1 収穫・調整機械等については、作業ピーク時に対応できる能力とする。  
 2 この様式によることが困難な場合は、様式についてこだわらない。





個別様式1号 果樹産地生産振興支援 実施計画（実績）一覧表

番号	生産者名	住所	認定状況等 ※下記の凡例 番号による	左記の認定年月日	品目名	品種名	栽培面積 (a)	実施計画・【補助金交付申請】										実施実績・【実績報告】										
								更新品種名	更新計画面積 (a)	更新ほ場 地番	穂木 苗木 単価 (円)	穂木 苗木 本数 (本)	資材 名	資材 単価 (円)	資材 個数 (個)	費用 合計 (円)	補助対象 事業費 ① (円)	交付申請額 (①の合計 *1/2) (円)	更新 実施面積 (a)	更新ほ場 地番	穂木 苗木 単価 (円)	穂木 苗木 本数 (本)	資材 名	資材 単価 (円)	資材 個数 (個)	費用 合計 (円)	補助対象 事業費 ② (円)	精算額 (②の合計 *1/2) (円)
	加持 浩二				もも	川中島白桃	50	白根白桃	10		1,200	50	〇〇	100	50	65,000	65,000		12		1,200	60	〇〇	100	52	77,200	77,200	
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
															0	0									0	0		
		</																										



省エネに向けた取り組み確認シート

《点検方法》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度に実施した取組内容に基づき、各項目について実行状況を点検します。</li> <li>・実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。</li> </ul>

**【外張被覆】**

	加温開始前～期間中のチェックポイント	チェック欄
1	温室内外に光を妨げるような障害物がないか	
2	被覆資材が汚れていないか	
3	温室の被覆資材の破れや隙間を点検したか	
4	天窓や出入口部の破損や隙間を点検したか	
5	被覆資材留具の緩みを点検したか	
6	換気扇シャッターや使用しない出入口の目張り、側面巻き上げフィルムの固定をしたか	

**【内張カーテン】** ※張替えを行った場合のみ

	加温開始前～期間中のチェックポイント	チェック欄
1	内張カーテンに破れや隙間はないか	
2	内張カーテン裾部の隙間を点検をしたか	
3	ハウス出入口付近や妻面は隙間のないように保温対策されているか	

省エネ暖房の基本的な項目です。  
これらの実践により 10%程度の燃油削減が期待されます。

※実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など（記入欄）







いいものづくりに向けた生産活動規範点検シート(大豆の生産)

《点検方法》

- ・毎年、当該年度に実施した取組内容に基づき、各項目について実行状況を点検します。
- ・点検は、次ページ「いいものづくりをすすめる技術対策」を参考に農業者自らがを行い、実行できていると判断する場合にはチェック欄に印を付します。
- ・実行していない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ・作成した点検シートと、9の項目で保存した記録は、次回の点検まで保存します。
- ・下欄の改善が予定に従って実行できない場合は、関係機関・団体と改善計画書を作成し、提出します。

	チェック欄
1 耕うん・整地前に、ほ場の排水対策を行った。	<input type="checkbox"/>
2 堆肥等の有機物や土づくり肥料、土壌に併せ石灰質肥料を施用した。	<input type="checkbox"/>
3 品種に応じ適期に播種した。または、播種時期に応じた播種量とした。	<input type="checkbox"/>
4 裏面の技術対策を参考に、雑草対策を行った。	<input type="checkbox"/>
5 裏面の技術対策を参考に、適期に防除を行った。	<input type="checkbox"/>
6 裏面の技術対策を参考に、中耕・培土を行った。	<input type="checkbox"/>
7 収量・品質低下を防ぐため、適切な水分補給を行い、干ばつ対策を行った。	<input type="checkbox"/>
8 圃場観察および茎水分、子実水分等の確認により、適期に収穫した。	<input type="checkbox"/>
9 生産活動の内容が確認できるよう、生産・管理の記録を行った。	<input type="checkbox"/>

※該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)

点検日 年 月 日

点検者

## いいものづくりをすすめる技術対策

前ページの各項目について、具体的な取組は次のとおりです。いいものづくりをすすめる技術対策として、次の取組がこれと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断して印を付します。取組ができなかった項目は次年度の改善の参考として取り組みましょう。

排水対策	<input type="checkbox"/> ほ場の団地化 <input type="checkbox"/> 周囲明渠の掘削 <input type="checkbox"/> 弾丸暗渠の施工 <input type="checkbox"/> 心土破碎 <input type="checkbox"/> 畝立て播種
土づくり・施肥	<input type="checkbox"/> 完熟堆肥の施用 <input type="checkbox"/> 緑肥の施用 <input type="checkbox"/> 土づくり肥料の施用 <input type="checkbox"/> 石灰質肥料の施用
耕うん・播種	<input type="checkbox"/> 碎土率を70%以上を目安とした耕うん作業 <input type="checkbox"/> 品種に応じた適期播種 (5月下旬以前の早過ぎる播種、「里のはほえみ」の裂皮発生防止のため6月上旬以降播種) <input type="checkbox"/> 播種期等に応じた播種量
雑草・病害虫防除	<input type="checkbox"/> 播種後の除草剤散布 <input type="checkbox"/> 生育期中耕・培土作業 <input type="checkbox"/> 生育期の除草剤散布 <input type="checkbox"/> 種子消毒 <input type="checkbox"/> 生育期の紫斑病防除 <input type="checkbox"/> 生育期の子実害虫防除
中耕・培土	<input type="checkbox"/> 培土を1回実施 <input type="checkbox"/> 培土を2回実施 <input type="checkbox"/> 培土を3回実施 <input type="checkbox"/> 培土後は畦間の溝を圃場内の排水溝や周囲暗渠への連結
干ばつ対策	<input type="checkbox"/> 梅雨明け以降暗渠栓の閉鎖 <input type="checkbox"/> 畝間かん水
適期収穫	<input type="checkbox"/> 成熟期後の早期収穫開始
生産情報	<input type="checkbox"/> 栽培・生産管理記録帳票(ノート、伝票等を含む)の保存

## いいものづくりに向けた生産活動規範点検シート(大麦・小麦の生産)

### 《点検方法》

- ・毎年、当該年度に実施した取組内容に基づき、各項目について実行状況を点検します。
- ・点検は、次ページ「いいものづくりをすすめる技術対策」を参考に農業者自らがを行い、実行できていると判断する場合にはチェック欄に印を付します。
- ・実行していない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ・作成した点検シートと、9の項目で保存した記録は、次回の点検まで保存します。
- ・下欄の改善が予定に従って実行できない場合は、関係機関・団体と改善計画書を作成し、提出します。

	チェック欄
1 耕うん・整地前に、ほ場の排水対策を行った。	<input type="checkbox"/>
2 堆肥等の有機物や土づくり肥料、土壌に併せ石灰質肥料を施用した。	<input type="checkbox"/>
3 播種様式や播種時期に応じて適期に播種した。	<input type="checkbox"/>
4 裏面の技術対策を参考に、雑草対策を行った。	<input type="checkbox"/>
5 裏面の技術対策を参考に、適期に防除を行った。	<input type="checkbox"/>
6 裏面の技術対策を参考に、適期に追肥を行った。	<input type="checkbox"/>
7 成熟期を判定し、適期に収穫した。	<input type="checkbox"/>
8 乾燥調製を適正に行った。	<input type="checkbox"/>
9 生産・管理の記録を行った。	<input type="checkbox"/>

※該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)

点検日 年 月 日

点検者

## いいものづくりをすすめる技術対策

前ページの各項目について、具体的な取組は次のとおりです。いいものづくりをすすめる技術対策として、次の取組がこれと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断して印を付します。取組ができなかった項目は次年度の改善の参考として取り組みましょう。

<b>排水対策</b>	<input type="checkbox"/> ほ場の団地化 <input type="checkbox"/> 周囲明渠の掘削 <input type="checkbox"/> ほ場内排水溝の施工 <input type="checkbox"/> 弾丸暗渠の施工 <input type="checkbox"/> 心土破碎
<b>土づくり・施肥</b>	<input type="checkbox"/> 完熟堆肥の施用 <input type="checkbox"/> 緑肥の施用 <input type="checkbox"/> 石灰質肥料の施用
<b>耕うん・播種</b>	<input type="checkbox"/> 適期播種(大麦:9/25～10/10、小麦:9/25～10/15) (播種様式に応じた播種量調整) <input type="checkbox"/> ドリル播(大麦:7～8kg/10a、小麦:8～10kg/10a) <input type="checkbox"/> 全面全層播(大麦:10～12kg/10a、小麦:12～14kg/10a) <input type="checkbox"/> 全面表層播(大麦:8～12kg/10a、小麦:10～14kg/10a; 碎土の良否により調整)
<b>雑草・病害虫防除</b>	<input type="checkbox"/> 播種後の除草剤散布 <input type="checkbox"/> 生育期の除草剤散布 <input type="checkbox"/> 種子消毒 <input type="checkbox"/> 赤かび病防除 <input type="checkbox"/> その他実害虫防除( )
<b>追肥</b>	<input type="checkbox"/> 越冬前追肥 <input type="checkbox"/> 消雪直後(越冬後)追肥 <input type="checkbox"/> 茎立期追肥 <input type="checkbox"/> 止葉抽出期追肥 <input type="checkbox"/> 穂揃い期追肥(小麦のみ)
<b>適期収穫</b>	<input type="checkbox"/> 成熟期を判定し、2～3日後(穀粒水分35%以下)から収穫開始 <input type="checkbox"/> 大麦:収穫は成熟期後7日頃までに終了 <input type="checkbox"/> 小麦:収穫は降雨の前(本格的な梅雨入り前)に終了
<b>適正な乾燥調製</b>	(大麦) <input type="checkbox"/> 乾燥速度毎時1%(50～60℃:稲用の規定温度よりも5℃位高め) <input type="checkbox"/> 仕上げ水分は13% <input type="checkbox"/> ふるい目2.3mm以上 (小麦) <input type="checkbox"/> 乾燥速度毎時0.8%(45～50℃:稲用の規定温度) <input type="checkbox"/> 仕上げ水分は12.5% <input type="checkbox"/> ふるい目2.2mm以上
<b>生産情報</b>	<input type="checkbox"/> 栽培・生産管理記録帳票(ノート、伝票等を含む)の保存

(1) 面積あたりで確認できた地域内流通実績

氏名又は生産組織名	認定区分 (認定農業者、認定新規就農者、集落営農のいずれか)	対象品目			補助対象面積 C (a)	単価 D (円/a)	補助金額 E=C×D (円)	需要者 (地域内流通の促進状況)	
								社名	住所
合計									

(2) 数量あたりで確認できた地域内流通実績

氏名又は生産組織名	認定区分 (認定農業者、認定新規就農者、集落営農のいずれか)	対象品目	対象数量 A (kg)	実績単収 B (kg/10a)	換算面積 C (a)	単価 D (円/a)	補助金額 E=C×D (円)	需要者 (地域内流通の促進状況)	
								社名	住所
合計									

※実績単収 については、添付資料3の単収欄の数値を記入する。  
 ※補助対象面積(換算面積)については、1a未満切捨てにより算定する。  
 ※補助金額 については、千円未満を切捨てること。  
 ※行は必要に応じて加除すること。

地域特産作物実績書

生産出荷実績

氏名	地域特産作物名	販売の有無	補助対象面積 A (a)	単価 B (円/a)	補助金額 C=A×B (円)	備考
合計						

※千円未満切捨て

※補助対象面積は1a未満切捨てにより算定する。

園芸産地強化支援 産地活性化計画（計画書・実績報告書）

1. 取組概要

取組主体名	
取組主体住所	
実施場所	
取組品目	
事業実施期間	

2. 新たな取組内容

取組項目	<input type="checkbox"/> 生産基盤の強化 <input type="checkbox"/> 新規「品種」「作型」「栽培技術」の導入 <input type="checkbox"/> 新規取組者向けの啓発・研修
内容	

3. 事業計画（計画・実績）

年月日	内容	備考

4. 事業費（計画・実績）  
（収入）

単位：円

項目	内容	金額
収入計		0

（支出）

単位：円

項目	内容	金額
支出計		0

5. 事業成果（実績時のみ記載。具体的に記載すること。）

--

添付資料 8 - 1

## 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私は、新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

## 記

- 1 私は次のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

新潟市長 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

性別 男 ・ 女

※ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

※ 個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。

添付様式 8-2

## 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
  
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕  
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

(暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)

## 名簿（役員等一覧表）

### 【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員又は支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11 年 11 月 11 日 H	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

\* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。

※ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

添付様式 8 - 3

## 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

## 記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
  
- 2 暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意し、当該照会に必要な役員等の情報（役職名、氏名、生年月日、性別、住所）を記載した名簿の提出を求められた場合は、指定の期日までに貴市に提出します。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕  
住 所

\_\_\_\_\_  
〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)

氏 名  
\_\_\_\_\_